

大規模事業評価の答申への対応方針について

平成 30 年 10 月 17 日に岩手県政策評価委員会に諮問し、平成 31 年 1 月 10 日に答申を受けた大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

【久慈警察署庁舎等整備事業（警察本部所管）】

答申において、評価は妥当と認められたことから、事業を実施する。

2 【参考】大規模事業評価専門委員会における審議経過

H30.10.26 第 4 回専門委員会（諮問審議）

H30.12.21 第 5 回専門委員会（継続審議、答申案の検討）

大規模事業 事前評価答申結果一覧表

警察本部

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画			総合評価		答申結果	
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案		理由
1	施設	久慈警察署庁舎等整備事業 (久慈市)	2018 (H30)	2022	<ul style="list-style-type: none"> ○建設予定地 久慈市門前第3地割1番ほか 11,818.46㎡ ○構造・階数 鉄筋コンクリート造4階建 ※久慈警察署、県北運転免許センター、高速道路交通警察隊久慈分駐隊の3施設を合築により建設 ○施設延べ床面積 3施設合計：4,378.65㎡ 	3,358	事業実施	<p>現施設は、警察法その他関係法令により「久慈地域における安全・安心」を確保するために設置しているものである。しかし、施設の老朽・狭隘化が著しいため治安基盤としての機能維持が困難になると予想されるほか、現在必要とされる機能を満たすためその強化も必要である。</p> <p>さらに洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する危険性があることから、「岩手県警察 警察署再編等長期計画」に基づき、新築移転に向けた取組を推進することとしている。</p> <p>事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の観点からも、支障となる要因は無いことから、事業実施が妥当であると判断した。</p>	「事業実施」とした岩手県警察本部の評価は妥当と認められる。

警察本部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（案）（平成30年10月17日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成30年10月17日付け岩警第1074号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業名 久慈警察署庁舎等整備事業</p> <p>審議結果 「事業実施」として岩手県警察本部の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>